主

本件第二当事者参加の申出を却下する。

右第二当事者参加の申出によつて生じた訴訟費用は、当審第二当事者参加人の負担とする。

事 実

当審第二当事者参加訴訟代理人は、控訴人(第一当事者参加人、以下単に第一参加人と称す。)Aと、被控訴人(原審原告、以下単に被控訴人と称す。)B、拉に被控訴人(原審被告、以下単に被控訴人と称す。)C間の、当庁昭和二九年(ネ)第八六一号山林所有権確認並に移転登記手続請求控訴事件(以下第一参加所申訟と称す。)の口頭弁論終結後である昭和三十三年六月五日に、第二当事者参加の申記出をし、右第二参加請求の趣旨として、「原判決を取消す。原判決末尾添付目録記載の物件は、当審第二当事者参加人(以下単に第二参加人と称す。)の所有であるとを確認する。訴訟費用は第一、二審共、第一参加人位に被控訴人両名の負担とを確認する。訴訟費用は第二参加中立として「第二参加中立として「本件第二参加申出を却下する。」旨の判決を、本案の申立として「第二参加人の負担とする。」旨の判決を求めた。

- 先ず本件第二参加申出が適法であるか、否かについて、被控訴人両名各訴訟代理 人は左のとおり述べた。

「本件第二参加の特別であるに、 「本件第二参加の特別であるに、 一された。 一はれた。 一はれたい、 一はれたい、 一はれたい、 一はれたい。 一はれたい。 一はれたい。 一はれたい。 一はれたい。 一はれたい。 一はれたい。 一はれたい。 一はれた

「本件第二参加申出は、第一参加訴訟の控訴審においてなされたものであるが、 民訴訟法第七三条は「訴訟の繋属中其の訴訟の目的たる権利の全部又は一部を譲受 けたることを主張し、第七一条の規定により訴訟参加を為したるときは」と規定 ているのであるから、原告または被告から権利を譲受けた者に限らず、参加は 権利を譲受けた者も、また参加申出をなし得るものとする法意であることを定め ある一方、既に参加人の存在する参加訴訟には何人も参加し得ないことを定め たるにして適法である。被控訴人等は、本件第二参加の申出は、民事訴訟法に として適法である。被控訴人等は、本件第二参加の申出は、民事訴訟法に もして適法であると参加申出は訴訟の係属中であれは何時でもこれをなし得るの であることは明かであるから 本件第二参加申出は適法であり、日一度適法な 意味であることは明かであるから、本件第二参加申出は適法であり、日一度適法な

意味であることは明かであるから、本件第二参加申出は適法であり、且一度適法な参加申出がなされた上は、裁判所は審判をなすべき義務を負うことも明かである。 然るに御庁が、右第二参加申出を無視して、第一参加訴訟のみについて判決の言渡をなしたことは違法であつて、この場合御庁は、第二参加人に対する関係において追加判決をなすために、口頭弁論を再開すべき義務があり、これをなすと否との自由を有するものではない。」

次に本案に関する当事者の主張は左のとおりである。

被控訴人B訴訟代理人の主張。

「被控訴人Bは昭和二十六年八月三十日、第一参加人Aからその所有にかかる原

判決末尾添付目録記載の山林土地、及び同地上に生立する松杉桧等の立木を代金二万五千円で買受けた上、同年十月二十二日訴外富士木材株式会社に、右買受けにかかる土地並に立木の全部を売却したが、その後右山林土地だけを代金六万円で買戻した。そして被控訴人Bは、右土地の管理を被控訴人Cに依頼すると共に、これを同被控訴人に信託譲渡することとし、後日被控訴人Bが要求するときは、被控訴人Cは、何時でもその所有名義を被控訴人Bに返還する約定の下に、被控訴人C名義に所有権移転登記を経由した。然るに被控訴人Cは、被控訴人Bより再三請求を受けながら、右約旨に反して所有権移転登記義務を履行しないから、被控訴人Cに対し、右土地が控訴人Bの所有であることの確認、並にその所有権移転登記手続を求める。」

被控訴人C訴訟代理人の主張。

「被控訴人Bの主張事実中、同被控訴人が昭和二六年八月三十日に第一参加人Aから、本件山林土地及びその地上立木全部を、代金百二万五千円で買受けた上、同年十月二十二日右物件全部を富士木材株式会社に転売し、その後土地だけを代金六万円で買戻したこと、右土地が現に被控訴人Cの登記名義となつていること、並に第一参加人Aの主張事実中、被控訴人Cが、右第一参加人に対して右土地を返還する旨の意思表示をしたことはこれを認めるが、被控訴人B並に第一参加人Aのその余の主張はすべて争う。

第一参加人A訴訟代理人の主張。

る虚偽仮装のものであつて、真実は本件土地は終始第一参加人Aのものであつて、 同参加人は何人にもこれを譲渡することなく、引続いてその所有権を保有している ものである。よつて被控訴人両名に対し、本件土地が第一参加人Aの所有であるこ との確認、並に被控訴人Cに対してその所有権移転登記手続を求める。」 第二参加人二見訴訟代理人の主張。

「本件土地が元第一参加人Aの所有であつて、これについて被控訴人Cのためになされた所有権取得登記が虚偽仮装のものであることは、右第一参加人の主張上のをおりであるところ、第一参加人Aは、昭和二十七年九月七日に右土地の形式上の登記名義人である被控訴人Cの了解の下に、右土地を代金十七万円で、第二参加人二見に売渡し、よつて被控訴人Cは、その所有権移転登記に要する一切の書類を二参加人二見に交付し、且土地の引渡をなした。そこで第二参加人二見は同日本三月十日に代金十七万円を完済した上、右土地を開拓整理し、杉桧等の苗林三万円の古代、以来毎年二回下草刈りを実施し、既に合計金百五十万円の苗林三万円では、以来毎年二回下草刈りを実施し、西五十万円の苗林三万円の市本をではいる。然るに第二参加人二見は、最近に至つてよる仮処分決定により、方の所有であることの確認を求めるために、本件第二参加申出に及んだ。但し、第二参加人二見はいまだ本件土地について所有権移転登記を経由してはいない。」

先ず、被控訴人B、同C竝に第一参加人Aの三者間の第一当事者参加訴訟の控訴 審において、更に重〈要旨第一〉畳してなされた本件第二当事者参加申出の適否について判断するに、一般に民事訴訟は、原告と被告との相対立〈/要旨第一〉する二当事者間の攻撃防禦の関係において開始遂行されることを原則とするのであるが、民事 訴訟法第七一条第七三条は訴訟経済と紛争の合一的解決を図るために特に法定の要 件の下に、他人間に存在する訴訟状態を第三者が利用することを許す例外の場合と して、当事者参加の制度を設けたのであつて、学説はこれを三面訴訟は丁字型訴訟 の構造を以て解説しているのである。従つて右の三面訴訟又は丁字型訴訟の理論を 固執して考えるならば当事者参加訴訟に更に重畳して第二当事者参加をなすことを 認め、その参加申出が重複するに従つて、四者間、五者間の訴訟関係を認めるが如きは、徒に訴訟関係を煩雑ならしめるものとして、これを不可とすべきように思われぬでもないが、更に、民事訴訟法が当事者参加訴訟を認めた法意は、前記のように第三者が他人間の訴訟状態を利用することを許し、以て訴訟経済と紛争の合一的 解決を図るにあること、竝に学説が当事者参加訴訟について三面訴訟又は丁字型訴 訟の理論を以て解説しているのは、単に、原被告間の訴訟に第三者が参加申出をす る通常の場合を想定して解説しているものと解する余地があり、特に四者間、五者 間の訴訟を不可能なものとして排斥する理論的根拠を示していないことを考え合わ せると、かかる重畳的当事者参加を不可とする根拠にとぼしいと思われるし、更に法文について見るも、民事訴訟法第七三条は「訴訟の繋属中その訴訟の目的たる権 利の全部又は一部を譲受けた第三者は、第七一条の規定により訴訟参加をなし得る ことを規定しているところ、右は原告又は被告より権利を譲受けた場合に限らず、 訴訟参加人より権利を譲受けた場合もまたこれに含まれると解するを相当とし、 に反対に解すべき規定はないのであつて、以上の論拠から、当裁判所は重畳的第二 当事者参加の申出は、その参加申出自体としては適法なものと判断する。 そこで進んで、第一当事者参加訴訟の口頭弁論終結後、その判決言渡前に

頭弁論に基いて判決の言渡をなすことを妨げない。 従つて口頭弁論終結後その判決言渡前になされた当事者参加申出は(1)裁判所 が職権を以て口頭弁論の再開を命じた場合(2)又は当該審級においてなされた判 決に対して当事者が上訴し、よつて上級審で破毀(取消)差戻しの判決がなされた 場合に限り、当該審級の審判を期待し得るに止まるのであつて、その然らざる限り は、当該審級における実質的な審判を受けることができないものと解しなければな らぬのであつて、このことは当事者参加制度なるものが、他人間に存在する訴訟状態を、その参加申出の時の現状において第三者が利用することを許した制度本来の

趣旨から見ても明であるとしなければならぬ。 そして上述したところは第一当事者参加訴訟の口頭弁論終結後その判決言渡前 当事者参加の申出がなされた場合についても同様であると解せられるとこ ろ、当裁判所は、被控訴人B、同C並に第一参加人A間の第一参加事件の控訴審として、昭和三十三年五月二十一日終結した口頭弁論に基いて、同年七月十一日判決 の言渡をしたのであるから、右口頭弁論終結後判決言渡前の参加申出にかかる、本 件第二参加訴訟については、もはや当裁判所においてこれを審判すべき限りでない ことは明である。

以上の次第であるから当裁判所は、将来上告審において当裁判所のさきになした 右判決が破毀される場合の外は、本件第二参加申出は結局不適法に帰するとの判断 の下に、本案について審理する迄もなくこれを却下すべきものとし、よつて民事訴 訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 田中正雄 裁判官 観田七郎 裁判官 河野春吉)